

事業継続力認定制度の拡充の取組

■ 優良認定会社として認定を受けると…

優良認定会社として認定を受けることにより以下の優良認定マークの使用を可能とするなど、事業継続力認定制度の拡充にも取組みます

優良認定マークの使用が可能



記者発表・
プレスリリース
による
社名の公表



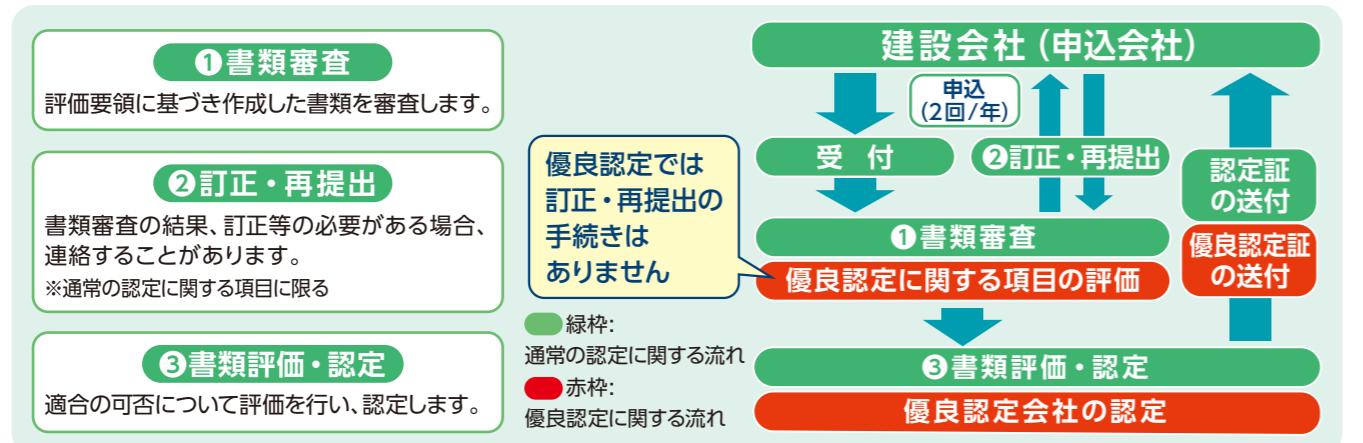
優良認定証
授与式の開催



当面、現在運用中の事業継続力認定による総合評価落札方式における加点に変更はなく、これまでの認定会社と優良認定会社とで、加点は同じです。

■ 認定の流れ

優良認定は、通常の認定と同じ流れに沿って行います。優良認定を希望する場合は、通常の認定の申込書類に「優れた取組として確認する項目リスト」を加えて申込んでください。評価の結果、優良認定の基準を満たす場合には「優良認定証」を交付します。優良認定の基準を満たさない場合には、通常の認定の手続きに準じた流れになります。



※優良認定証の有効期間は、通常の認定会社と同じ3年間です。

申込手続きの詳細及び各種要領・ガイドライン等はWebサイトをご覧ください

※港湾空港関連に関する申込の場合、別途Webサイトより「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領（港湾空港専門項目）」をご確認ください。

■ Q&A

Q1 優良認定について、認定期間の途中でも申込は可能でしょうか。

A1 認定期間の途中での申込も可能です。受付期間は通常の認定と同様に年2回を予定しています。途中で認定を受けた場合においては、新たに認定を受けた時点から3年間を認定期間とします。なお、優良認定を希望する場合には、通常の認定の申込書類に「優れた取組として確認する項目リスト」（様式4）を加えて申込んでください。

Q2 優れた取組として確認する項目リスト（様式4）はすべての項目に対応する必要がありますか。

A2 すべての項目に対応していただく必要はございません。各社で対応頂いた内容をもって評価します。なお、優良認定は訂正・再提出の機会を設けていないため、提出された申込書類をもって評価します。

申込受付・相談窓口 相談窓口時間 10:00~12:00、13:00~16:00 土日祝は除く

一般土木関連

中部地方整備局 災害対策マネジメント室

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館

TEL.052-685-0533

E-mail: cbr-saimane@mlit.go.jp

中部地方整備局事業継続力認定制度Webサイト

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/bcp_nintei/index.html



港湾関連

中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
NUP・フジサワ丸の内ビル（丸の内庁舎）

TEL.052-209-6328

E-mail: pa.cbr-bouki@mlit.go.jp

中部地方整備局事業継続力 港湾空港関係の認定制度Webサイト

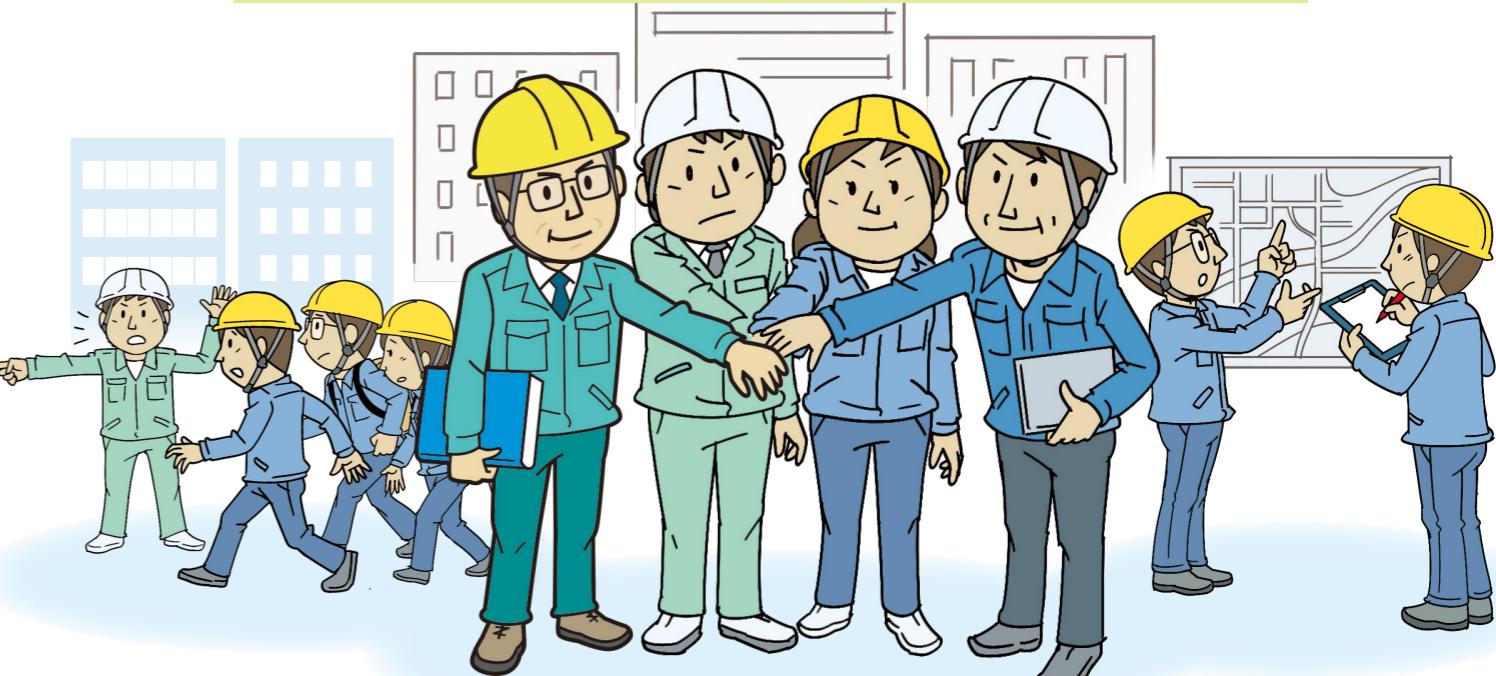
<https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/13225/20410/index.html>



建設会社における災害時の 事業継続力認定制度

BCP 優良認定

令和8年度申込より、事業継続の取組が優れた建設会社を「優良認定会社」として認定します



「優良認定」の目的

優良認定会社は、不断の取組を通じて自社の事業継続力の向上を図るとともに、地域における企業間連携を主導するなど、広域災害における地域防災力の向上を牽引する存在として期待されます。本取組により、官民一丸となった災害対応体制を強化し、各社の事業継続力の底上げと地域防災力※の強化を図ることを目的とします。

※地域防災力とは、広域災害において建設会社による地域の応急復旧や復興等の防災力のことをいう

国土交通省 中部地方整備局

令和8年度
受付開始

✓ 優れた取組として確認する項目リスト

優良認定では、次の3つの観点から、優れた取組みを行う会社を評価します。

※以下の項目はすべて記載していただくものではなく、各社で対応可能な項目についてチェックをしていただき、それらの項目を評価の対象とします。

1 防災対応力を高める項目

近年の自然災害の頻発化・激甚化に伴い、企業には従業員と施設・設備を守り、早期に事業を再開できる体制づくりが求められています。平常時からの初動対応体制の構築や資機材・人員の確保、自社社員への教育訓練の実施等が重要です。



① 災害への備え

- 自社周辺で想定される自然災害について地震以外の被害想定(洪水・高潮等)も確認しており、災害種別ごとに行動手順を明確化している。
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒または巨大地震注意)が発表された際の社員の行動手順を定めている。
- 対応拠点や代替対応拠点に指定している建物において、震度6強～7に達する程度の地震に耐えられる耐震性(is値0.6以上)を確保しているなど、地震が発生した際の安全性が確保されている。

② 初動対応と人員確保

- 社員の安否確認について、メール・電話・システム等、複数の方法を活用し、迅速かつ確実に確認できる仕組みを構築している。
- 避難先までの距離・時間・経路等を社屋内に掲示するなど、社内で避難に関する周知が図られており、社員及び来訪者が安全に避難できる体制が構築されている。
- 初動対応が必要な重要業務において、担当者及び代理人を指名しているなど、確実な初動対応を図るための体制が構築されている。
- 対応拠点に参集する者及び代替対応拠点に参集する者が明確に示され、両者が重複していない。重複が生じる場合には、その理由が明記されている。

③ 事業継続体制の確保

- 対応拠点及び代替対応拠点ごとにBCPを策定している、または、中部地方整備局管内の全拠点を対象としたBCPを策定し、拠点ごとに災害対応を迅速に行える体制を構築している。
- 災害発生時に全社員が迅速に応急復旧活動に対応できるよう、BCPや災害対応マニュアル等の初動対応に関する資料を、各拠点および工事現場に常備している。

④ 実効性を高める取組

- 緊急車両通行許可の事前申請を行い、通行許可証を保有しているなど、災害発生時の迅速な対応を確保する仕組みを取り入れている。
- 災害時に必要な資機材等を確実に確保できるよう、取引先との民間協定の締結などの取組を講じている。
- 資機材等の不足に備え、他社との共同利用等により柔軟に対応できる体制が構築されている。
- 自社社員に対し、BCPの内容や各社員の役割、対応手順等を周知するため、教育訓練を実施している。

2 地域・団体間の連携に関する項目

大規模災害時には、単独の組織だけで災害対応することは困難であり、地域全体での連携が不可欠です。同業他社や、行政機関、団体等の関係機関との協力体制を平常時から築くことで、災害時の活動拠点の確保や情報共有が迅速に行えるようになります。



① 地域・団体間の連携

- 地域・団体間の連携について、具体的な連携先や団体を明確化しているなど、同業他社等との連携の方針を定めている。
- 地域・団体間における情報共有の仕組み(情報共有システム、グループチャット等)を導入するなど、情報共有について地域・団体間の連携の実効性を高める体制を構築している。
- 災害時に備え、資機材等の調達先や協力会社に加え、地域・団体と連携した資機材等のリスト化を行うなど、円滑かつ確実に資機材等を確保するための協力体制を確立している。
- 資機材等の保管場所や災害対応の拠点について、協力会社や地域・団体との共同利用を計画するなど、災害時に活動できる拠点を確実に確保できる体制を構築している。

② 関係機関等との連携訓練

- 行政機関や団体等の関係機関と連携を図る訓練等に参加し、地域における自社の役割や関係機関との連絡手段等を確認している。
- 同業他社との合同訓練を実施するなど、地域の企業間における連携の図り方を具体的に確認している。
- 協力会社等との合同訓練を実施するなど、協力会社等との連携の図り方を具体的に確認している。

3 BCPの改善に関する項目

BCP(事業継続計画)は、策定して終わりではなく、定期的な見直しと改善を通じて実効性を高めることが求められます。様々な状況を想定した訓練から課題を把握し、BCPの見直しに繋げることが重要です。



① 訓練の充実化

- BCP訓練において、責任者不在や対応拠点の使用不可など、多様な被災状況を想定した訓練を実施し、防災対応力の向上に向けた取組みを行っている。
- BCP訓練において、夜間・休日等を想定した訓練を実施するなど、勤務時間外における防災対応力の向上に向けた取組みを行っている。
- 災害発生の初動～災害対策本部の立ち上げ、重要業務の対応等の被災時の一連の流れを含めた訓練を実施するなど、社内の指揮命令系統、連携体制の有効性を確認・強化する取組みを行っている。
- 施行中現場において訓練(重機等の停止、足場等からの避難等)を実施するなど、現場での確実な安全確保及び迅速に災害対応活動に着手できる体制を構築している。

② BCPの改善

- 訓練で把握した課題をもとに改善策を検討し、BCPの見直しに繋げるPDCAサイクルを充実化する取組みを行っている。